

健康保険組合からのお知らせ

— 令和8年熊本地震により被災された皆様へ —

九州電力健康保険組合

このたびの地震により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

当健保組合では、このたびの地震による被害により災害救助法が適用された市町村（災害救助法の適用市町村は、内閣府「災害救助法の適用について」のとおり）を対象に以下の取扱いを行います。

【一部負担金等の徴収の猶予について】

保険医療機関等で支払う一部負担金等（病院・薬局等の窓口での自己負担）の徴収が猶予されます。該当される方は病院・薬局等の窓口でお申し出ください。

1 適用地域（災害救助法の適用地域）

熊本県（10市10町1村）

※災害救助法適用地域については[内閣府のホームページ](#)にてご確認ください。

2 徴収猶予対象者の範囲

次の（１）と（２）のいずれにも該当する方

- （１）令和8年熊本地震に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する方
（地震発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。）
- （２）令和8年熊本地震により、次のいずれかの申し立てをした方
 - ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

3 徴収を猶予する一部負担金等の範囲

- ・ 一部負担金
- ・ 保険外併用療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く）
- ・ 訪問看護療養費に係る自己負担額
- ・ 家族療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く）
- ・ 家族訪問看護療養費に係る自己負担額

4 徴収を猶予する期間

令和8年11月末日までの診療、調剤及び訪問看護

5 徴収を猶予した一部負担金等の回収

猶予された一部負担金等は、徴収猶予期間が終了した後、当健保組合から対象者（対象者が被扶養者の場合は被保険者）へ請求し、お支払いいただくこととなりますのでご了承ください。

【マイナ保険証等を紛失された場合の対応について】

1 医療機関での受診時の対応

マイナ保険証等がない場合でも病院・診療所で受診できます

マイナ保険証等の再交付が間に合わない場合でも、医療機関の窓口で次の事項を申告すれば受診できます。

①氏名、②生年月日、③勤務する事業所名

2 マイナ保険証および資格確認書の再発行

（マイナ保険証）

マイナ保険証を紛失された場合は、市町村窓口にて再発行の手続きをお願いいたします。

（資格確認書）

このたびの被災により、資格確認書を紛失・消失された方を対象に、資格確認書の再発行を行います。

なお、通常、事業主（勤務先）を経由して申請いただきますが、それが困難なときは当健保組合に直接連絡してください。

なお、この件についてご不明な点がございましたら、当健保組合までお問合わせください。

一日も早い復旧を、心よりお祈り申し上げます。

（お問い合わせ先）

〒810-0004

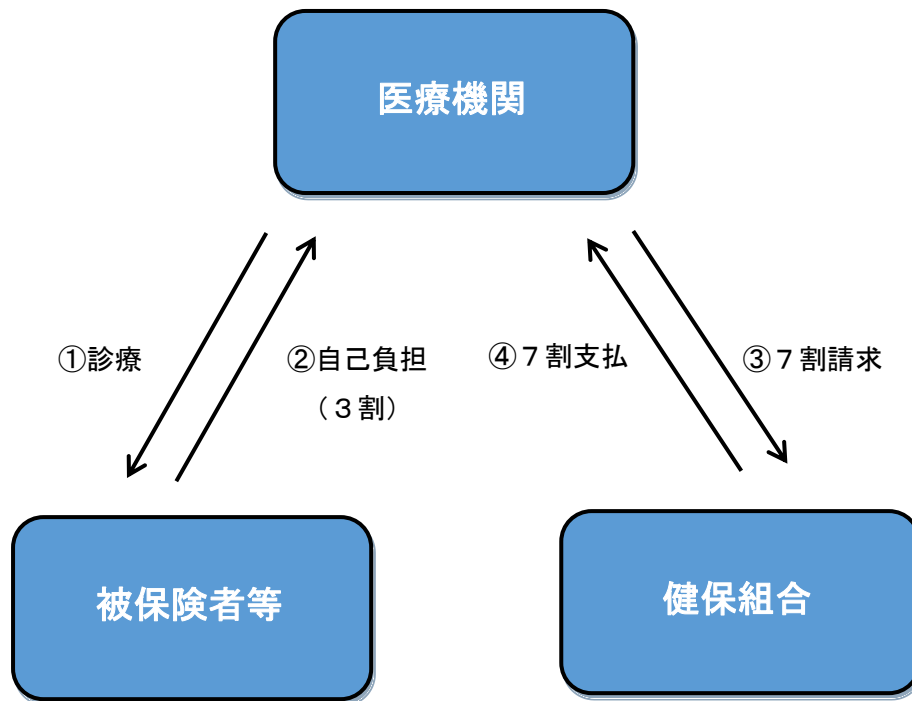
福岡県福岡市中央区渡辺通 2-1-82

担当：山川（ヤマカワ）

TEL：092-726-1605 FAX：092-726-2935

医療費の窓口負担の猶予に係るイメージ

平常時の対応



災害時等の対応 (徴収の猶予)

